



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局	配布日時	令和元年6月19日 14時00分
資料配布		
件名	2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに 太平洋岸自転車道をつなぐ取り組みの推進 ～第3回太平洋岸自転車道推進協議会の開催～	
概要	<p>○太平洋岸自転車道は、千葉県銚子市を起点として神奈川、静岡、愛知、三重、和歌山県の各太平洋岸沿岸を走り、和歌山県和歌山市に至る延長約1,400kmの自転車道構想です。</p> <p>○2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに、迷わずに安全に走行できる環境整備、統一感を持った自転車道の整備、官民連携によるサポート体制の構築、情報発信の強化などの取組を進めるために「第3回太平洋岸自転車道推進協議会」を開催します。</p> <p>1 開催日時：令和元年6月21日(金) 10時00分から</p> <p>2 開催場所：国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎15階(第二会議室)</p> <p>3 議題：別紙のとおり</p> <p>4 構成員：国土交通省 関東・中部・近畿地方整備局 千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県 静岡市、浜松市</p> <p><取材について></p> <p>「傍聴」は会議通じて可能ですが、「カメラ撮り」は冒頭の挨拶までとさせていただきます。</p> <p>会議終了後に協議会事務局によるブリーフィングを予定しています。希望される方は、当日9:50までに会場にお越し下さい。</p>	
取扱い	—	
配布場所	近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、 和歌山県政記者クラブ、和歌山県政放送記者クラブ、 和歌山県地方新聞記者クラブ、田辺記者クラブ、 新宮中央記者会、新宮記者クラブ	
問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 道路部 交通対策課 課長 小 ^こ 林 ^{ばやし} 正 ^{まさ} 治 ^{はる} 課長補佐 三 ^み 好 ^{よし} 智 ^{とも} 弘 ^{ひろ} Tel:06-6945-9107(直通)	

第3回 太平洋岸自転車道推進協議会

日時：令和元年6月21日（金）10:00～11:00

場所：国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所

東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第3合同庁舎 15階（第二会議室）

議事次第（案）

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

（1）各地区における取組状況の報告

（2）情報発信強化策（案）

（3）今後の進め方について

4. 閉 会

太平洋岸自転車道推進協議会 設立趣意書

環境、交通、健康増進等が重要な課題となっている我が国においては、自転車の活用の推進に関する施策の充実が一層重要となっていることから、平成 29 年 5 月 1 日に自転車活用推進法（平 28 法 113）が施行され、翌平成 30 年 6 月 8 日に同法に基づく自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画である自転車活用推進計画が、閣議決定された。

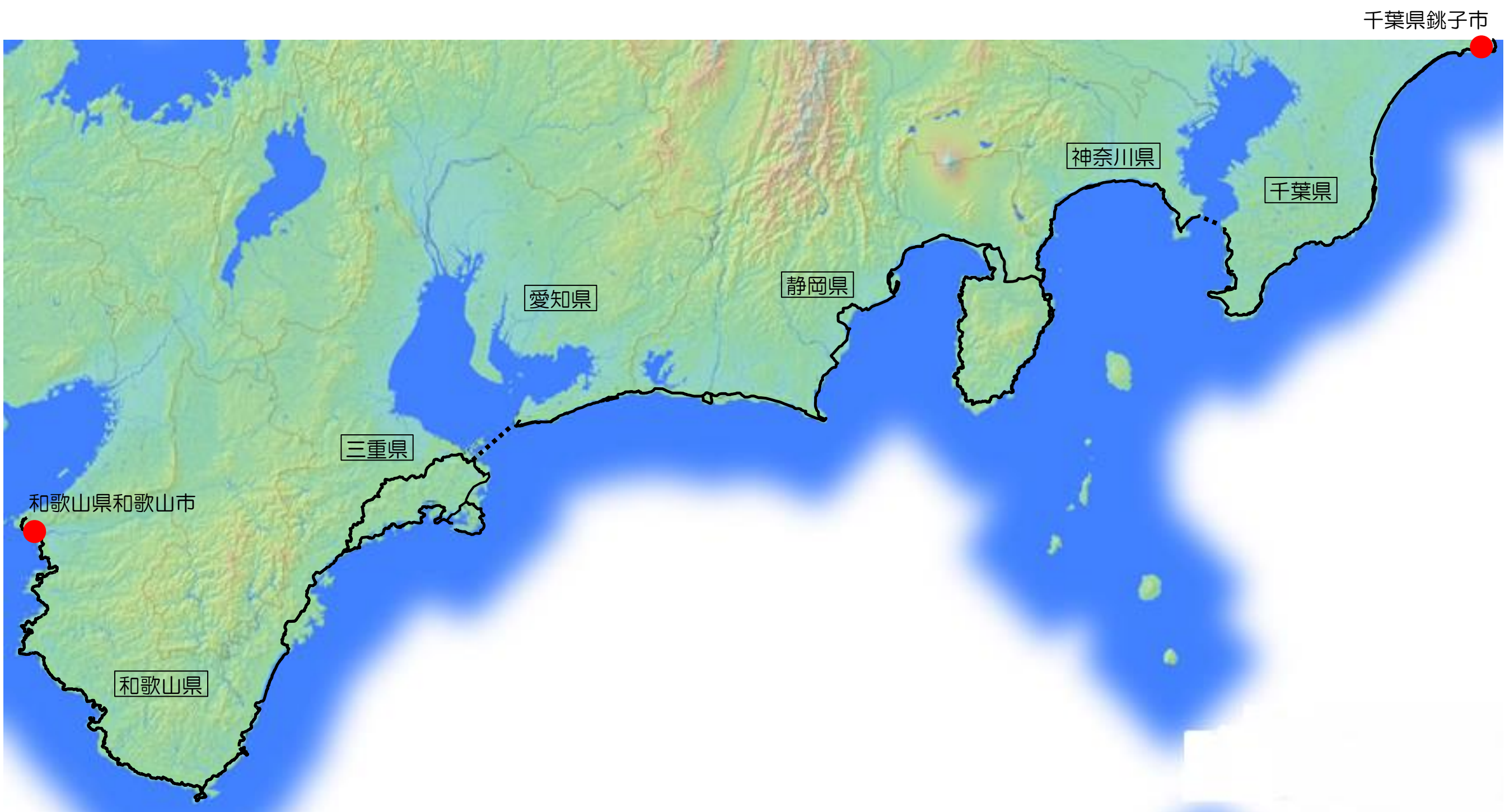
同計画内において、「サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現」を掲げており、官民様々な関係者が連携して、自転車の走行環境、サイクリストの受入環境、サイクリングルート沿線の魅力づくり等に取り組むことにより、ハード・ソフト両面から世界に誇るサイクリング環境の創出を目指すこととされている。

太平洋岸自転車道構想は、昭和 45 年の「自転車道の整備等に関する法律」の成立を受け、国及び各県が昭和 48 年度より大規模自転車道整備事業として着手し、千葉県銚子市を起点として神奈川、静岡、愛知、三重、和歌山県の各太平洋沿岸を走り、和歌山県和歌山市に至る延長約 1,400km の自転車道構想である。

これまで、各道路管理者が地域の実情に応じ自転車通行空間の整備を行ってきた結果、太平洋岸自転車道としては、統一感が無いなど、その効果は十分に発揮されていない状況である。

このため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を見据えて、2020 年までに、各県や市町村ならびに国が連携し、太平洋岸自転車道として全線で統一感を持たせて整備を進めることは、健康長寿社会の実現や、観光立国の実現に向けて、我が国のシンボルともいえる自転車施策になると考えている。

こうしたことから、太平洋岸自転車道構想の早期実現に向け、全線を通じた統一的なコンセプトのもとで整備が進められるよう、基本的な方針について必要な検討や調整等を行うとともに、モデルルートとして、サイクリストの受入環境整備、魅力づくり、ICT を活用した情報発信を行う等、官民が連携した取組を行うことを目的に本協議会を設立するものである。



※今後、関係機関との協議により、ルートが変わる場合がある